

## 令和元年第2回大洗町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和元年6月17日（月曜日） 午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第22号 大洗町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて  
議案第23号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて  
議案第24号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて  
議案第25号 平成31年度大洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第26号 大洗町手数料徴収条例の一部を改正する条例  
議案第27号 大洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
議案第28号 大洗町介護保険条例の一部を改正する条例  
議案第29号 大洗町松川漁港管理条例の一部を改正する条例  
議案第30号 大洗町火災予防条例の一部を改正する条例  
議案第31号 大洗町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第32号 令和元年度大洗町一般会計補正予算（第2号）  
議案第33号 令和元年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第34号 30国補都再第7-1-5号大洗駅前広場改修工事（3工区）の請負契約の締結について  
議案第35号 31国補公下第1号枝線管渠工事の請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第36号 町道路線の廃止及び認定について
- 日程第 8 発議第 1号 大洗町議会議員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 報告第 2号 平成30年度大洗町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について  
報告第 3号 平成30年度大洗町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について  
報告第 4号 平成30年度大洗町水道事業会計予算繰越計算書について  
報告第 5号 平成30年度大洗町土地開発公社の決算報告について

日程第10 寄附の受入れについて

**本日の会議に付した事件**

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	今村和章君	2番	勝村勝一君
3番	小野瀬とき子君	4番	伊藤豊君
5番	石山淳君	6番	柴田佑美子君
7番	飯田英樹君	8番	小沼正男君
9番	田山忠君	10番	海老沢功泰君
11番	坂本純治君	12番	菊地昇悦君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小谷隆亮	副町長	斉藤久男
教育長	飯島郁郎	町長公室長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	大須賀瑞樹	総務課長	清宮和之
税務課長	五上裕啓	住民課長	本城正幸
福祉課長	小林美弥	こども課長	小沼正人
健康増進課長	佐藤邦夫	生活環境課長	磯崎宗久
都市建設課長	渡邊紀昭	上下水道課長	田中秀幸
農林水産課長	有田和義	商工観光課長	米川英一
教育次長兼 学校教育課長	高柳成人	生涯学習課長	深作和利
消防長	内藤彰博	会計管理者兼 会計課長	江橋浩司

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	石井健志
------	------	------	------

○議長（今村和章君） おはようございます。傍聴人の皆様に申し上げます。朝早くからおいでいただきまして、誠にありがとうございます。皆様においでいただくことが、議員、執行部の励みとなります。今後とも宜しく願います。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくかマナーモードに設定していただけるよう、願います。

カメラ撮影、野次、拍手につきましては、禁止となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、議場内では、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

それでは、4月の人事異動で茨城県庁より出向され、今回初めて議会に出席する職員の自己紹介をお願いいたします。都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） この4月より都市建設課長として務めております渡邊紀昭でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（今村和章君） ありがとうございます。宜しくお願いいたします。

---

開会 午前 9時31分

#### ◎開会および開議の宣告

○議長（今村和章君） ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和元年第2回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名について

○議長（今村和章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、5番 石山 淳君、6番 柴田佑美子君を指名いたします。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（今村和章君） この際、諸般の報告をいたします。

3月20日、建設経済常任委員会、文教厚生常任委員会を開催し、視察について協議をいたしました。

4月19日、議会全員協議会を開催し、常任委員会の構成等について協議をいたしました。

5月17日、県北中央町村議会議長会総会が東海村で開催され、議長および副議長で出席してまいりました。

5月28日、市町村長市町村議会議長会議が茨城県庁で開催され、議長私が出席してまいりました。

同日、全国町村議会議長会主催による議長・副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、副議長が出席してまいりました。

監査委員から、平成30年度および平成31年度2月から4月までの現金出納調査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

本日の議事日程および執行部出席者名簿をお手元に配付いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎会期の決定

○議長（今村和章君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月19日までの3日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。よって、会期は3日間と決定いたしました。

---

### ◎議案第22号ないし議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今村和章君） 日程第3、議案第22号 大洗町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、議案第23号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、議案第24号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第22号から議案第24号の専決処分3件につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

1ページをご覧願います。

議案第22号 大洗町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、地方税法等の一部改正に伴いまして所要の改正について、平成31年3月29日付で専決処分したものでございます。

主な改正の内容といたしましては、個人町民税について単身児童扶養者に対する非課税措置の

追加、軽自動車税のグリーン化特例の延長および環境性能割の税率を期間限定で軽減するなどの措置を講ずるという内容でございます。

また、固定資産税においては、高規格堤防事業に伴う建て替え家屋に係る固定資産税について、減額の適用を受けようとする者がすべき申告内容の規定を追加するものでございます。

次に39ページでございますが、議案第23号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについても、地方税法等の一部改正に伴いまして所要の改正をするものでございます。平成31年3月29日付で専決処分したものでございます。

主な改正の内容といたしましては、特定所有者の不明土地を利用した地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置を講ずるものでございます。

次に43ページをご覧ください。

議案第24号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについても、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正について平成31年3月29日付で専決処分したものでございます。

主な改正の内容といたしましては、医療分の基礎課税額の限度額を3万円引き上げるものでございます。

また、低所得者世帯に係る保険税の負担を軽減するため、5割および2割軽減措置の対象となる所得水準を引き上げ、対象世帯の範囲を拡大するものでございます。

以上、議案第22号から議案第24号までの3件につきまして説明を終わりますが、詳細につきましてはお手元の議案書等によりましてご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今村和章君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第22号 大洗町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 11番です。確認事項として受け止めていただきたいんですが、まず、個人住民税のですね改正の内容の概要をちょっと読ませていただきますと、上から3行目、4行目ですか、婚姻をしていない者および配偶者の生死が明らかでない者という括弧で注釈がありますけども、この配偶者の生死が明らかではないというのは、例えばですね、何年ぐらい連絡がつかないとか、住所が不定だとかいろいろあると思うんですが、この辺の規定というのはどのような判断基準がされるのかをお尋ねしたいのとですね、もう一つ、住宅借入れの特別控除の件なんですが、範囲内で個人住民税額から控除ということがありますが、この住民税というのは地方税から控除すると。しかし、国税の中で地方が控除に値するということになると思うんですが、この場合に何らかの処置が国のほうから、金額の大小ではないと思いますが、ルールとしてどのようなになっているかをお尋ねをしたいなというふうに思います。

○議長（今村和章君） 税務課長 五上裕啓君。

○税務課長（五上裕啓君） 坂本議員のご質問にお答えします。

まず、個人住民税の中で単身児童扶養者について、この中で配偶者の生死が明らかでない者についての要件というのは、どういったものでしょうかというご質問がございましたが、法律上、特に規定はございません。

次に、住宅借入金特別控除、こちら消費税増税に伴いまして13年住宅ローンを延長しまして、最後の3年間で建築建物の取得価格の2%引くということでございまして、こちらの減税分につきましては、地方交付税のほうで処置されます。以上です。

○議長（今村和章君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。先ほどですね単身児童扶養者の件なんですけども、その規定はないということでもありますけども、例えばですね通常、行方不明になった方が死亡届を住民課に出すと。住民課で死亡を確認できるというのは7年以上という規定が確かあると思うんですが、このあたりとの整合性というのは、どうなっているかというのをお尋ねしたつもりなんですけども、例えばなぜ7年かというのはですね、今は違うかもしれませんが、その一昔は、例えば刑法も含めてなんですけど、人間の体の細胞が全部の新陳代謝で別な人間に変わるというのが7年間なんです。これは生物学的なところから発している条例というか法律の基本なんですけども、このあたりはどのように、その生物学的なことを私は聞いているわけでもないんですが、住民課のほうでは7年間は死亡としては扱わない。しかし、ここについては、去年から連絡が取れないんですよという場合でも大丈夫だということ、これ確認ですから、そのあたりを含めてお尋ねをしたいと思えます。

○議長（今村和章君） 税務課長 五上裕啓君。

○税務課長（五上裕啓君） こちらはですね、まず前提としまして、児童扶養手当、これこども課のほうの所管なんですけども、そちらを受給している方で、こういった婚姻をしていない者、配偶者の生死が明らかでない者というふうになっておりますので、まず児童扶養手当を受給できているかどうかということがまず前提となっております。それに基づいて控除が受けられるという制度でございまして。

○議長（今村和章君） そのほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第22号 大洗町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第23号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第23号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第24号、大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今度の条例改正はですね、最高限度額を3万円引き上げることになっていますが、この引き上げによってですね最高限度額対象者のみならず、ほかの方々への影響はどのように現れてくるのか伺います。

○議長（今村和章君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） では、菊地議員の質問についてお答えいたします。

今回、3万円の引き上げということで医療費分の保険料を今の58万円から61万円に引き上げさせていただきました。今回、こちらの上げた形のもので影響される世帯といたしましては、約29世帯、そちらの中で、3万円上げたことによって、その3万円の間に入ってしまう方が1世帯ございますので、28世帯については3万円の増税になります。今回の計算上でいくと、その間の世帯というのは上限額を引き上げた部分だけですので、特に影響は出ません。以上です。

○議長（今村和章君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 了解しました。

○議長（今村和章君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。議案第24号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） 異議がありますので、議案第24号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては起立採決により行います。

お諮りいたします。原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今村和章君） 起立多数であります。したがって、議案第24号は、原案のとおり決しました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今村和章君） 続きまして、議案第25号 平成31年度大洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについて議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第25号 平成31年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについて、提案の理由をご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

4月1日付にて専決処分いたしました平成31年度大洗町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ445万5,000円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ82億9,745万5,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。

衛生費の保健衛生費につきましては、昨今の風しん発生状況を踏まえまして、感染拡大防止のため、これまで予防接種を受ける機会が一度もなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象として、抗体検査および抗体が不十分であった者に対し予防接種を行うものでございます。そのための費用といたしまして需用費5万6,000円、役務費の28万3,000円、委託料411万6,000円を追加計上するものでございます。

これらの歳出を賄う財源といたしまして、国庫支出金で199万3,000円、繰越金246万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ445万5,000円を追加する内容でございます。

以上、議案第25号 平成31年度一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項本文の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきましてこれを報告し承認を求めるものでございます。宜しくお願いいたします。

○議長（今村和章君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第25号 平成31年度大洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第25号 平成31年度大洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、原案のとおり決しました。

---

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今村和章君） 日程第4、議案第26号 大洗町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） 議案第26号 大洗町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明いたします。

1ページをご覧願います。

本案につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことによりまして所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容といたしましては、特定屋外タンク貯蔵所に関する3項目の設置許可申請に係る手数料の額について、それぞれ1万円引き上げるものでございます。

以上が議案第26号の内容でございます。詳細につきましてはお手元の議案書によりましてご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（今村和章君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第26号 大洗町手数料徴収条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第26号 大洗町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、原案のとおり決しました。

---

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今村和章君） 続きまして、議案第27号 大洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） 議案第27号 大洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明いたします。

3ページをご覧ください。

本案につきましては、厚生労働省令で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴いまして所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、学校教育法の一部改正により新たに創設された専門職大学の前期課程を修了した者について、放課後児童支援員の資格要件として追加するものでございます。

また、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって適当であると認めた者について、資格要件の緩和を行うものでございます。

さらに、これまで学校教育法の規定に基づく幼稚園および小学校等の教諭となる資格を有する者としていた部分について、教育職員免許法に規定する免許状を有する者とすることにより、教員免許更新制に基づく免許状の有効性を明確にする見直しを行うものでございます。

以上が議案第27号の内容でございます。詳細につきましてはお手元の議案書により審議をいただきまして、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（今村和章君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第27号 大洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今回の改正理由は、資格要件を見直すためというふうに示されていますが、今なぜこの資格要件を見直す必要が生じたのか。そして、要件は全体的に厳しくなったのか、あるいは緩やかに緩和されてきたのか、そのことを伺います。

またもう一つは、県知事、あるいは指定都市の長が行う研修に参加するというふうになっていますが、この研修の内容、あるいはこの研修期間、これはどのように変わっていくのか伺います。

○議長（今村和章君） こども課課長 小沼正人君。

○こども課長（小沼正人君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

まずですね、条例改正の背景でございますが、全国的にですね共稼ぎ家庭が増加しておりまして、保育所と同様にですね学童保育のほうの需要も高まっておりまして、安心して過ごせる学童保育の整備というものが急務となっております。

また、大きな都市にあってはですね、学童保育に入れなくて待機児童の出ている学童保育もあります。

一方でですね、学童保育の支援員のほうに不足しているということもありまして、資格の要件の拡大のほうに求められているところでございます。

地方からの提案等に関する対応方針、こちら閣議決定でございますが、そちら受けまして、厚生労働省の省令のほうに改正されたことに伴いまして町の条例を改正するものでございます。

資格要件のほうのですね拡大のほうにですね、まず第10号のほうに新設されましたものなんです、5年以上ですね学童保育に従事した者に対しまして町長が適当と認めたものを対象にするという資格要件の拡大となっております。

また、ちょっと厳しくなりましたのが第4号のほうですね、教員などの資格を有する者を資格と

していたところをですね、教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にしまして有効な教員免許状を取得した者を対象とするための改正でございます。

また、研修のほうでございますが、研修の内容につきましては、特に今回の改正では日程とかそういうものには変更はございません。以上でございます。

○議長（今村和章君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 変更理由の一つに放課後児童、学童保育に希望する方が増えてきた。その支援員が不足しているというようなことが大きな理由というふうに受け止めたんですが、ところで、今回の資格要件の見直しと併せてですね配置基準、これについてはこれまで一クラス2人以上、こういうふうになっているんですが、この配置基準についてはどのようなことで変化が生じるのか、あるいはそのままなのか伺います。

○議長（今村和章君） こども課課長 小沼正人君。

○こども課長（小沼正人君） 再度のご質問にお答えいたします。

まず、配置基準のほうなんですが、支援のですね単位ごとにですね2人以上ということで配置基準なっております。こちらはですね今回の改正では変更はございません。ですがですね、国のほうでもそこら辺をですねちょっと緩和しようという動きがあることはございます。以上でございます。

○議長（今村和章君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今、国のほうで緩和しようというそういう考え方、動きがあるということですが、これ決まっちゃったと思うんですよね。最低従うべき基準として1クラスに2人配置しなきゃいけないというふうになっていたのを、それが緩和されるということになると、2人でなくてもいいというふうになってくるわけですね。今度その資格要件の一つとして、これまでは学校の教諭となる資格を有する者から免許を持っている者というふうにしつかりとこの支援員の資質といいますかね、これをきっちりするという、こういうことも併せてこれに対応するということですが、もしこの支援員の配置基準がですね町に対して、今まだ来てないようですけども、見直しが示された場合ですね、どのように考えていくのか伺います。

○議長（今村和章君） こども課課長 小沼正人君。

○こども課長（小沼正人君） 再度のご質問にお答えいたします。

まず、配置基準の緩和でございますが、国のほうで動きが、そういう動きがございまして、来年の4月に緩和される改正になると思いますが、そちらはですね従うべき基準ではございませんので、その時点におきまして検討させていただきたいと思っております。

ですがですね、やはり学童保育の支援員のですね質といいますかそういうのはですね、とても大事だと思いますので、専門的なですね知識や技術を持つ支援員をですね複数ですね配置いたしまして、子どもの安全や発達をですね守るために支援員を手厚くですね確保したいと思っております。以上でございます。

○議長（今村和章君） そのほかございますか。3番 小野瀬とき子君。

○3番（小野瀬とき子君） 先ほどですね10の5年以上、放課後育成事業に従事した者であってとい

うのは、これは拡大ということで説明いただいたと思うんですけども、これで年齢制限的なものは考えないのでしょうか。5年以上勤務ということになると、ある程度、職を辞した方が学童支援員としてお手伝いされているという場合もあると思うんですね。そういった方が5年以上支援員していただいて町長が適当と認めたものっていうところに該当になってくるとしたら、ある程度高齢の方っていうのも、この範囲に入ってくるのかどうかっていうことが関わってくると思うので、その辺の年齢制限をどう考えているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（今村和章君） こども課課長 小沼正人君。

○こども課長（小沼正人君） 小野瀬議員のご質問にお答えいたします。

まずですね5年以上ということで資格要件の緩和ということございましたが、この第10条のほうにですね資格要件といたしまして、今まで9つございましたその中でですね一番資格が緩いといひますかそういうものはですね、高校卒業程度で2年以上学童保育に従事した者も町長が認めれば資格要件になるというものがございました。全国的にですね、やはり中学校を卒業して長く働いていて支援員になれないという方が結構多いということで、今回こういった改正がございました。

それでですね、年齢制限のほうでございますが、特にこの条例の中では基準がございませんが、やはり高齢になった場合ですね、適当かどうかというのをこちらで判断して決めたいと思っております。以上でございます。

○議長（今村和章君） そのほか。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） この問題で何度も質問して申し訳ないと思っているんですが、実はですね、今、菊地議員のほうから質問ありましたけども、例えばですね5年間の経験を有すれば適当と認めるという内容ですけども、補助員という立場の方でも、そこはそこに該当するのでしょうか。そのあたりの該当する範囲だけお尋ねをしたいと思います。

○議長（今村和章君） こども課長 小沼正人君。

○こども課長（小沼正人君） 坂本議員のご質問にお答えします。

まずですね、学童保育のほうでですね従事するに当たっては、支援員、またはその補助員という方が対象になってございます。その補助員の方ですね学童保育員5年間従事すれば、その対象になるということでございます。以上でございます。

○議長（今村和章君） そのほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第27号 大洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） 異議がありますので、議案第27号 大洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については起立採決により行います。

お諮りいたします。原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（今村和章君） 起立多数であります。したがって、議案第27号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今村和章君） 続きまして、議案第28号 大洗町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

[町長 小谷隆亮君 登壇]

○町長（小谷隆亮君） 議案第28号 大洗町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

5ページをご覧ください。

本案につきましては、介護保険法施行令の一部改正によりまして、低所得者層に対する介護保険料率について軽減措置を実施拡充するため、所要の改正を行うという内容でございます。

主な改正の内容につきましては、現在適用されております第1号被保険者の第1段階介護保険料に対する軽減措置を、本年度および令和2年度において、第2段階および第3段階までの保険料率についても適用し、軽減措置を拡充するという内容でございます。

以上が議案第28号の説明でございます。お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（今村和章君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第28号 大洗町介護保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（今村和章君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第28号 大洗町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今村和章君） 続きまして、議案第29号 大洗町松川漁港管理条例の一部を改正する条例を

議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

[町長 小谷隆亮君 登壇]

○町長（小谷隆亮君） 議案第29号 大洗町松川漁港管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

本案につきましては、漁港法に規定される模範漁港管理規定例の一部改正に伴いまして所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容といたしましては、漁港の有効活用をさらに推進するため、漁港施設の占用許可の期間を定めておりまして、「10年以内」に延長するものでございます。

以上が議案第29号の内容でございます。お手元の議案書によりましてご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（今村和章君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第29号 大洗町松川漁港管理条例の一部を改正する条例について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 松川漁港、非常に良い場所にあるんですが、ちなみに今回のですね、この提案理由の中で10年に延長するということでありますけども、10年に延長するというよりも、こういった工作物というのは何を指しているのか、また、現実的などころはどういうものなのかだけをお尋ねしたいんですが。

○議長（今村和章君） 農林水産課長 有田和義君。

○農林水産課長（有田和義君） ただいまの坂本議員のご質問にお答えしたいと思います。

今、現時点ですら占有許可の出ているものにつきましては、漁船のいたずら防止、それから船外機の盗難防止ということで、監視カメラの設置がされている状況がございます。そのほかにですね、今、何か要望があるとかそういうお話は今のところございませんので、何かあった場合にはその都度対処していきたいというふうに考えてございます。

○議長（今村和章君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。ありがとうございます。これはちょっと今回の質問とは違うかもしれません。質疑というか、この条例変更とは違うかもしれませんが、今、県のほうで見直しをしているのは、プレジャーボートをどのように漁港区で使えるか、またはその法的根拠が緩和するかっていうことを今、条例のほうにあげる予定があるというふうに聞いておりますけども、そういったその先々の一つではない、そこだけ確認すれば結構ですから、お尋ねしたいと思います。

○議長（今村和章君） 農林水産課長 有田和義君。

○農林水産課長（有田和義君） ただいまの再度の質問にお答えしたいと思います。

県のほうの動きはちょっと見えないんですけど、国交省についてはですね、河川のプレジャーボートの不法係留などがありますので、それらの排除とかっていう話は伺っております。ちょっと

情報不足で申し訳ないんですけど、またそういう情報が入りましたら確認したいと思いますので、  
すいません、今回は申し訳ございません。

○議長（今村和章君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） これまで1年という期間ですが、1年といえば何か短いような思いですが、  
それがいきなり10年という。1年ということは、それなりの理由があつて1年だと思うんですね。  
あまりにも短すぎるんですけども、なぜ1年で区切っていかなければならなかったのかということ  
を伺います。

○議長（今村和章君） 農林水産課長 有田和義君。

○農林水産課長（有田和義君） それでは、菊地議員のご質問にお答えしたいと思いますけど、ちょっ  
とその理由について、申し訳ないんですけど、特に指示はされておりましたので、国の定め  
る模範条例で1年ということで、今回それが地域の活性化とか漁港の有効活用ということで10年  
になったというふうに伺っております。

○議長（今村和章君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） やっぱりそれなりのね理由があると思うんですね。やはり最初これを決  
める時に1年というのは、3年じゃなくて、5年でもない。1年で区切るんだという、しっかりした  
理由があると思うんですよ。それが今、必要なくなったということでこの改正されるわけですが  
も、そこら辺はしっかりと後で、わかりましたら教えていただきたいということです。

もう一つは、この漁港ですけども、あくまでも漁港ですので、漁業に従事する方々の船を留める  
というようなことに使用されるわけですけども、あそこに夕日の郷が設置されました。夕日の郷に  
遊びに来る方々がですね、あの漁港を利用して、この何だろうな、レジャーを楽しむというよ  
うなことも考えられるんじゃないか、考えていくことが必要ではないかというふうには思うんです  
が、今現在、漁港としてその活用することはできないのか、できるのかということ伺います。

○議長（今村和章君） 農林水産課長 有田和義君。

○農林水産課長（有田和義君） ただいまの再度のご質問にお答えしたいと思います。漁業の利用以  
外にということのご質問かと思いますが、そこに占用してずっといるということでは、多分な  
いと思いますので、一日限りとか、休日のための利用とかということであれば、漁業者に不便を来  
さない範囲ですら利用してもらうのは大いに結構なのかなというふうに思っております。以上で  
ございます。

○議長（今村和章君） そのほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第29号 大洗町松川漁港管理条例の一部を改正する条例について、原案  
のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第29号は、原案のとおり決しました。

---

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今村和章君） 続きまして、議案第30号 大洗町火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） 議案第30号 大洗町火災予防条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明いたします。

9ページをご覧ください。

本案につきましては、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正並びに不正競争防止法等の一部を改正する法律に伴いまして所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容といたしましては、日本工業規格から名称変更された日本産業規格について、文言の整理を行うものでございます。

また、民泊施設においてスプリンクラーおよび特定小規模自動火災報知設備を設置した場合の住宅用防災警報器の設置の免除に関する規定を新設をしようというものでございます。

以上が議案第30号の内容でございます。詳細につきましてはお手元の議案書によりましてご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（今村和章君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第30号 大洗町火災予防条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第30号 大洗町火災予防条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第30号は、原案のとおり決しました。

---

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今村和章君） 続きまして、議案第31号 大洗町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資

格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

[町長 小谷隆亮君 登壇]

○町長（小谷隆亮君） 議案第31号 大洗町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明いたします。

本案につきましては、水道法施行令および水道法施行規則が一部改正されたことに伴いまして所要の改正をするものでございます。

主な改正の内容といたしましては、第27号議案と同様に学校教育法の一部改正により、新たに創設された専門職大学の前期課程を修了した者について、布設工事監督者等の資格要件として追加をするものでございます。

以上が議案第31号の内容でございます。詳細につきましてはお手元の議案書によりましてご審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（今村和章君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第31号 大洗町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） この資格基準が変わったということなんですが、現状の中で、現状大洗町が管理を委託している業者、または指定業者の中で、今回のこの条例変更によって何か不都合がある業者は、氏名は結構ですけども、あるのかないのかだけをちょっと確認したいんですが、確認だけで結構ですからお願いします。

○議長（今村和章君） 上下水道課長 田中秀幸君。

○上下水道課長（田中秀幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の条例改正でございますけれども、こちらの布設工事監督者並びに技術管理者というのは、町の中の職員が監督する立場の者の要件でございますので、委託している業者とかそういったものの関連する条例の改正ではありませんので、特にそういったものはございません。以上です。

○議長（今村和章君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 田中課長、すいません、関連で申し訳ありませんけども、今その認識だと僕思ったんで、町の中に、今、上下水道課で、この資格を持っている方何名いらっしゃいますか。第2次試験のうち上下水道部門に合格した者とありますけども、何名いらっしゃいますか、お尋ねいたします。

○議長（今村和章君） 上下水道課長 田中秀幸君。

○上下水道課長（田中秀幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。

水道の布設工事監督者の資格ということで、こちらにつきましては、現在、町の中でですね上下水道課3名、都市建設課1名という資格の要件になっている者がございます。こちらにつきましては、経験年数のほうですね、が長いというところで資格を持っているものでございます。

水道技術管理者につきましては、町の中で5名、上下水道課4名、都市建設課1名ということで、同様に資格を持っている者がございます。以上です。

○議長（今村和章君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 課長、ありがとうございます。資格として上下水道課3名、さらに都市建で1名、さらに下水道ではなくて水道か、水道のほうで5名、それから都市建で4人だっけ、で、1人と。全部で合わせて14人ぐらいいるんだな。合わせて、全部ね、上下水道と両方合わせて。だよな。違うのか。5・4・1の3の1だから。

○議長（今村和章君） 上下水道課長 田中秀幸君。

○上下水道課長（田中秀幸君） 再度のご質問にお答えいたします。

先ほど申したとおり、布設工事監督者という者が町の中で4名ございます。上下水道課が3名、都市建設課が1名で、別にですね水道技術管理者ということで町の中で5名、上下水道課で4名、都市建設課1名、こちらですね、この布設工事監督者と水道技術管理者というのはダブっている方がございますので、合わせて9名ということではございません。以上です。

○議長（今村和章君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第31号 大洗町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、原案のとおり決しました。

---

### ◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今村和章君） 日程第5、議案第32号 令和元年度大洗町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第32号について提案の理由をご説明申し上げます。

令和元年度大洗町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,499万8,000円を追加をいたしまして、補正後の歳入歳出予算の総額を86億9,245万3,000円とするものでございます。併せて、地方債の補正についても同時に行うものでございます。

4ページをお開きください。

第2表の地方債補正についてご説明いたします。

道路整備事業債につきましては、今回の補正予算に計上いたしました社会資本整備総合交付金事業における町道整備事業の財源といたしまして、9,550万円を追加し、補正後の限度額を1億3,080万円とするものでございます。

なお、本地方債の元利償還金につきましては、後年度以降の普通交付税の算定に一部算入されることとなっております。

学校施設除却事業債につきましても、今回の補正予算に計上いたしました旧祝町小学校の校舎および体育館の解体工事の財源といたしまして7,060万円を追加し、同額を補正後の限度額とするものでございます。

続きまして、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

総務費の総務管理費につきましては、社会保障・税番号制度の開始に伴いまして全国の自治体が共同で設置・運営を行っております自治体中間サーバーのシステム更新費用について、国費による財政措置額が決定したことに伴いまして、当初、一般財源で措置をしておりましたうち、239万1,000円を国庫支出金へ財源を振り替えるという内容でございます。

総務費の企画開発費につきましては、本町の重要課題であります未利用地の有効活用や企業立地をさらに力強く押し進めるために、後ほど説明申し上げます農林水産業費の嘱託職員配置に係る人件費を減額をいたしまして、一方、県内外企業とのつながりが強い企業誘致専門員を配置するための報酬で233万8,000円を追加計上するものでございます。

これまで農林水産に配置しておりました嘱託職員を、今度は企画部門のほうのまちづくりのほうに転換をして企業誘致専門員として配置をしようという内容でございます。

地域づくり推進事業費につきましては、4つの事業を計上してございます。ページ数は8ページから9ページにかけてでございます。

1つ目の国際交流員配置事業につきましては、本町における国際交流の推進を図るためですね、現在不在となっております国際交流員(C I R)を8月から雇用するための費用として総額191万7,000円を追加計上するものでございます。なお、本事業費につきましては、全額、普通交付税において措置されるものでございます。

2つ目のふるさと納税事業につきましては、法改正による6月1日からの返礼品割合3割以下を徹底するため、報償費2,000万円を減額するとともに、今後、町が直接、返礼品に係る送料を運送会社に支払うための役務費1,000万円及び返礼品の取りまとめに係る委託料1,000万円を追加計上いたしまして、費用区分を明確にするため予算を組み替えるものでございます。加えて、昨年度までの発行済みポイントにかかる送料分326万1,000円を委託業者より返金いただき、同額を役務費へ追加計上するものでございます。

3つ目の中学生海外派遣事業につきましては、先月5月22日に、ポーランド共和国オトフォツク市

と友好都市協定の締結を行いました。本年8月の本町中学生派遣について承諾が得られたため、派遣に要する費用として総額662万4,000円を追加計上するものでございます。

予定としてはですね、8月21日以降というようなことでオトフォック市長のほうからも快諾をいただいております、今回の補正に計上させていただいたところであります。

なお、財源につきましては、参加者からの自己負担金のほか、ふるさと納税の基金を活用するものでございます。

4つ目のわくわく茨城生活実現事業、いわゆる移住支援金につきましては、地方創生推進交付金を活用いたしまして、事業実施主体となる茨城県と連携をして東京圏から移住して就職または起業する者に対し、移住支援金を支給するため、事務費として需用費1万円、負担金補助及び交付金100万円を追加計上するものでございます。

財源につきましては、75%の75万7,000円が県支出金として交付されるものでございます。

9ページをご覧ください。

民生費の社会福祉費、プレミアム付商品券事業についてでございます。10月に予定されております消費税率の引き上げに伴いまして、低所得者および子育て世代への影響を緩和するため実施するものでございます。

当初予算の段階では、本事業を委託事業として実施する予定でございましたけれども、事情等勘案の上、町が直接事業を実施することにいたしました。委託料262万7,000円を減額いたしまして、需用費を174万2,000円、役務費を88万5,000円追加し、予算の組み替えを行うものでございます。

また、商品券販売収入を財源に、使用済み商品券の換金費用である負担金補助及び交付金を8,140万円追加するものでございます。

なお、本事業における事務費やプレミアム部分に関する費用につきましては、全て国庫支出金のほうで賄われることとなっております。

児童福祉費につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正によりまして、本年10月から全ての3歳から5歳児の住民税非課税世帯の0から2歳児の保育料が無償化されることになりまして、全額県支出金を財源に、システム改修関連経費の総額760万円を追加計上するものでございます。

10ページをお開きいただきます。

農林水産業費の農業費につきましては、当初予定いたしておりました嘱託職員の配置を見送ったために非常勤職員報酬326万円を減額するものでございます。

商工費につきましては、本年7月27日、大洗海上花火大会の当日に大洗町・一般社団法人大洗観光協会・大洗町商工会の共催により「室屋義秀エアショーin大洗」というものを開催しようということになります。これはひたちなか・大洗マリリゾート構想、いうならば、先に県、ひたちなか、大洗が連携協定を結びましたけれども、そういう一つの歩みの中でも大変期待されている一つの事業としてですね、今回初めて導入しようということになります。事業負担金が150万円を追加計上するものでありまして、本事業を開催することにより、多くの観光客の皆様、日中、エアショーや海水浴、夜はまた花火大会と、一日を通してですね大洗町を満喫していただけるという

ような期待をしているところでございます。

続きまして、土木費の道路橋梁費につきましては、社会資本整備総合交付金の内示額が当初見込みより大幅に増額となったことから、対象事業であります関根祝町線のほか、緊急車両の通行に支障を来している狭隘箇所や通学路の危険箇所などの町道整備を進めるために、委託料から補償補填および賠償金まで総額2億1,410万8,000円を追加計上するものでございます。

特に社会資本総合整備交付金におきまして、重点的にお願いをしてまいりましてですね、今年は大きく予算を増額していただいた関根祝町線、これが主なる補正の内容になります。

11ページをお開きいただきます。

教育費の教育総務費につきましては、旧祝町小学校の校舎および体育館の解体工事の実施設計が完了したことに伴いまして、解体に要する委託料190万円、工事請負費7,660万円を追加計上するものでございます。

4ページにお戻りいただきまして、以上、これらの歳出を賄う財源としてはですね、国庫支出金1億1,044万5,000円、県支出金835万7,000円、繰入金512万4,000円、繰越金1,536万5,000円、諸収入が8,960万7,000円、町債1億6,610万円を追加をいたしまして、歳入歳出それぞれ3億9,499万8,000円を追加計上する内容でございます。

以上が議案第32号の提案理由でございます。詳細につきましては、お手元の議案書によりましてご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（今村和章君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第32号 令和元年度大洗町一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） いろいろ多岐にわたり、今回補正のほうあがってきておりますけど、6月でこれだけの補正のボリュームがあるというのも非常に珍しいのかなという感じがしますけども、その中でですね地域づくり総務費の中に国際交流の職員を今回、1人分あがっております。この仕事内容なんですけども、どのような仕事、先ほど町長のほうから提案理由はいただきましたけども、もう少し詳細にお尋ねをしたいなというふうに思いますので、お願いをしたいと思います。

○議長（今村和章君） まちづくり推進課長 大須賀瑞樹君。

○まちづくり推進課長（大須賀瑞樹君） 坂本議員からのご質問に対してお答えいたします。

C I Rの方につきましては、これまでもですね前任のほうで各小学校における放課後子ども教室への参加とかですね、あと、公民館講座での講義などを通じまして町民との交流、相互理解などでですね、地域の国際交流、国際化の支援のほうを行っていただきました。

また引き続き、基本的にはですね同様な業務を担っていただきたいというふうに思っておりますけども、今後、本人の意向なんかも踏まえながらですね、オトフォック市の中学生派遣のサポートとかですね、あと、町民との交流活動のほうを携わっていただきたいというふうに考えております。

○議長（今村和章君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。現在いる方でよろしいんですね。現在いる方

ではない方、どのような方ってというか、その資格を持ってるのか。例えば、非常に英語が堪能であるとか、日本人の方ではないとか、その辺のところはどのような方なのかをお尋ねしたいなと思います。

○議長（今村和章君） まちづくり推進課長 大須賀瑞樹君。

○まちづくり推進課長（大須賀瑞樹君） 前任のほうはですね3月末をもって退任をしてしまいました、新たに国際交流、C I Rのほうにですね斡旋のほうを依頼したところなんですけども、英語圏、イングランドのほうの方で英語のほう、もちろんあとはですね日本語のほうも堪能ということで、国際交流のほうは引き続きやっていただけるのかなと思っております。

また、本人はですね、生まれといいますか、あと住んだこともあるんですけども、ポーランドのほうでも生活をしていたということもありますので、そういったことでも先ほど申し上げましたけれども、今後の友好都市連携のほうでもですね、ご活躍のほうをしていただきたいと思いますと思っております。

○議長（今村和章君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 3回目になります。大枠、了解させていただきました。ただ、私が心配しているのはですね、これだけの収入というか、これだけの予算で、それだけの方を雇うということもですね、いろんな扶助費はついておりますけども、果たしてそれで長く仕事をしていただけるのかなというのちょっと心配になったんですね。日本の物価水準、またはエンゲル係数見ましても、決してそんなに多くないだろうというふうに思いますし、また、この方は重複して何か予算の中から出てるかどうかというのは、確認だけで結構なんですけども、これだけのお願い、仕事の中での予算になるんですかね。最後の質問なりますけども、宜しくお願ひしたいと思います。

○議長（今村和章君） まちづくり推進課長 大須賀瑞樹君。

○まちづくり推進課長（大須賀瑞樹君） 再度のご質問に対してお答えいたします。

今回の国際交流員に係る予算のほうでございますけれども、191万7,000円ですね、計上のほうをさせていただいております。これは当初予算でもですね前任のほう、4月から7月まで在籍するだろうというふうなこともありましたものですから、そういったものを差し引いての額になりますけれども、それ以降の金額ということでの計上で、多い少ないの議論はあるかもしれませんが、決して多くはないのかなとは個人的には思っているところなんですけれども、そういった形でのことで進めさせていただきたいと思っております。

○議長（今村和章君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 10ページにですねエアショー、イベント開催の負担金が出てます。これはエアショーですけども、これは町の主催にもなっています。このようなショーは初めてである以上、町としては、より安全な対策をとっていかなきゃいけない、確保しなきゃいけないというふうに求められていると思うんですが、町はこの安全の課題としてどのようなことを考えていたのか伺います。

また、このエアショーの時間帯ですが、海水浴客に対しては、どのようなことを求めていくのか、

あるいはないのか。

もう一点は、空域、あるいは飛行高度、あるいは波際からの距離、これらは一体どうなっているのか、まず伺います。

○議長（今村和章君） 商工観光課長 米川英一君。

○商工観光課長（米川英一君） 菊地議員のご質問にお答えをいたします。

町で初めての取り組みとなりますこのエアショーでございますけれども、茨城県、それから茨城空港の協力もございまして今回実現可能ということになったものでございます。

まず、安全の課題といたしましては、海水浴開設期間中であることもございますので、安全は絶対要件であるというふうに観光課のほうでも考えてございます。こちらにつきましては、詳細な打ち合わせにつきましては、企画の運営会社でございます室屋氏が所属するパスファインダーという会社とですね企画運営会社のほうと、それから茨城空港のほうで詳細な打ち合わせがされるということでご伺っております。

今現在、詳細、次の打ち合わせはまだなんですけれども、7月に入りまして具体的な打ち合わせやうちのほうにも説明ございますが、海水浴場の沖合い、海水浴エリアのその外側でですね曲技飛行というものをを見せていただけるということでご伺っております。そこには絶対的な安全なマージンをもつということでは、今現状聞いてございます。

海水浴客の皆様に関しましては、こちらは有料イベントでも何でもございませんけれども、来ていただいた皆様が一時ですね、12時45分ぐらいからになる予定でありますけれども、専属のMCが付きまして、説明の中でショーを見ていただけるということの取り組みになることでございます。

最後の空域というところに関しましては、7月に入りまして具体的な空港サイドと運営会社のほうの打ち合わせがございまして、その後、詳細な町のほうに説明があるというところでございます。

○議長（今村和章君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 私の質問に対してはよくわかりました。要するに、これからということですよ、内容的には。海水浴客に対しては、どのようなことを求めていくのかということに対しては、ちょっと説明不足かなと、もう一度伺います。

そしてですね、もう一点は、これ茨城空港を12時45分に離陸して、10分後にはエアショーが開催されると。わずか10分で大洗のサンビーチ上空に到達するということになります。この時ですね、原子力機構の上空は飛行しないことになっているのかどうか、こちら辺は町としてはどのように考えているのか伺います。

もう一点は、あわせてですね、町長の説明でひたちなか・大洗のマリンリゾート構想の一環だというふうに説明がされました。このエアショーが、このリゾート構想の一環というのは、どういうふうに受け止めていったらいいのか、言葉一つでは理解できませんので、もう少し具体的に説明をお願いします。

○議長（今村和章君） 商工観光課長 米川英一君。

○商工観光課長（米川英一君） 再度のご質問にお答えをいたします。

海水浴客の皆様は何を求めていくのかという、具体的にそのエアショーの時間帯ですね、一度海から上がっていただくとか、そういうことの対応ということでもよろしいでしょうか。現状ですね、海に入っている方でも見れるという状況にはございますので、海に入っている方を全員上げてですね、全員見ていただくということは、今現状はそこまでの指示は出さないことで考えてございます。海で遊びながらでも見られるという状況、安全な状況をつくろうということで考えてございます。

それから、JAEAですね、原子力機構の上空を飛ぶかどうかということに関しましては、今現状ですね、飛行ルートにつきましては、海岸線をちょっと飛んでくるというところで私どものほう聞いてございます。銚田ですかね、銚田から大竹辺りの上空を飛びまして大洗のほうに入ってくるということを知っておりますので、詳細なものにつきましては再度確認をしたいと思っております。以上です。

○議長（今村和章君） 米川課長、もう一つ、リゾートの。

○商工観光課長（米川英一君） すいません、ひたちなか・大洗リゾート構想に関しましてはですね、県のほうで計画が策定されて、その計画をもとにこれからの取り組みということになります。現状、今年度の予算につきましては、それに関する具体的な予算計上はしてございません。

ただ、観光といたしましては、この計画を裏付けといたしまして、ひたちなかのほうとですね、さらなる観光の交流はしていかなくちゃいけないかなというところで考えておまして、今回もこの企画がですね観光協会のほうからうちのほうに提案をされた目的の中には、やはりそのひたちなか・大洗リゾート構想、そこにスカイスportsによる賑わいの創出の一環というところがうたわれてございます。これはリゾート構想のですね将来の大洗のビーチの、大洗の海岸、サンビーチの将来像というところでですね、そういったものもちょっと画として入っているところを意識されたのかなというふうに思っておりますけれども、リゾート構想に関しましては今からの取り組みということに、具体的な取り組みは今からということになります。

○議長（今村和章君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） そのリゾート構想の一環ということで説明提案されたんですが、なかなか理解が難しい。もともとのリゾート構想そんなものじゃなかったんだけど、急にこういうエアショーが入ってきたということで、これがこんな形でですねリゾート構想の取り組みが次から次へと様々な組織、団体から提案されてくるとですね、もともとのリゾート構想の在り方から非常にゆがめられていくんじゃないかというふうにちょっと危惧するんですね。しっかりとした当初の基本的な考え方をねしっかりと踏まえた上でこの構想というのは取り組んでいくべきではないかなというふうに思います。

今、説明受けますと、毎年やるような雰囲気にも受け止められるんですね。どうもこれは、リゾート構想の一環としては、なかなか受け入れ難いというふうに思います。

そしてですね、パイロットは大変な優秀な方だと、多くの実績ももっているというふうに伺いました。しかし、万が一ということはあるんです。花火大会でもこの安全策をね何重にも考えて実施

するということですが、それでも実際には大きな事故が発生する。去年もそういうのがありました。ですから、いくら安全対策をとったとしてもね、なかなかそれは万が一ということも十分に考えられる。そして、事故が発生した際にはですね、主催団体である町は、どのような責任、これ発生するのか、あるいは補償を考えているのか、これ最後ですけども伺います。

○議長（今村和章君） 商工観光課長 米川英一君。

○商工観光課長（米川英一君） 再度のご質問にお答えいたします。

まず、あつてはいけない、ならないことでありますけれども、その最悪の事態ということですね、を想定しましてですね、主催者側のほうでですねそれに対する保険については、明確に加入をされているということは確認をしてございます。以上であります。

○議長（今村和章君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 8ページ、企画開発費で総務費ですね。嘱託職員の報酬というところなんです、先ほどの町長の説明では、未利用地ですね、あと企業誘致の専門員配置というところで、これは経験のある方がやられるのか、また、具体的にですね企業誘致等の見込みがあつて嘱託員の配置をしたのかですね、そして、またですね、またまた白紙で営業的な役割になるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（今村和章君） まちづくり推進課長 大須賀瑞樹君。

○まちづくり推進課長（大須賀瑞樹君） 石山議員からのご質問に対してお答えいたします。

まず、経験があるのかなのかというところなんですけれども、採用しております氏はですね、県庁のほうを退職後、県内の中小企業の振興発展のために設立されております県の中小企業団体中央会の専務理事として従事しております、中小企業の実情にも明るいのかなというふうに思っております。また、企業関係者ともつながりを有しているというふうなところで、適任ではなかろうかというふうに思っております。

また、具体の場所があるのかというところですけども、場所があつてそういった話が進んでいるのかというところですけども、今現在も懸案であります大貫台とかですねサンビーチ周辺の国有地、そういった所の誘致を目指してですね取り組んでいただいております、まだ具体的に最終的ないい方向までというわけにはなっておりませんが、5月からの就業後もですね精力的に取り組んでいただいているような状況でございます。

○議長（今村和章君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 未利用地といいますと、今出ました大貫台の話になるんですけども、先々月ですか、船渡大洗線が開通しまして、ますます大貫台の利用がですね見込まれるのではないかということが思うんですけども、具体的にですね大貫台の今後の在り方ですね、前に病院とかですね、違った企業さんが何か出たいというような話もちらほらあつたようなことがありましたけども、その後の大貫台の利用の仕方ですね、道路がせっかく開通しましてですね、今、千代田テクノルの協の所ずっと奥まで行くと行き止まりですけども、あれをですね一番最初に何つうんですかね、延長を考えてですね、大貫台の利用を促進を図っていくというのが一番大事なのではないのかなと

いうように思いますけども、そういう点についてはですね、この専門員の方がちょっと何つうんですか、守備範囲以外にはなるかと思えますけども、私は大貫台のあの土地の利用の仕方というのはですね、平坦な部分が少ないというようなことも伺っているし、あと、埋蔵文化財の件もあるし、いろいろな課題の多い土地だと思うんですね。でもですね、あの状態でずっとしておくわけにもいかないと思えますので、まずは道路の整備というものが一本、基本的な道路が開通すればですね、だんだんだんだんその未利用地の、大貫台の周辺の利用にもつながっていくのではないのかなと思います。ですから、今の大貫台の今途中で止まっている土地の道路からですね、まずは整備してはどうなのかなというふうにかねがね思っているんですけども、その点は課長どうでしょうか。

○議長（今村和章君） まちづくり推進課長 大須賀瑞樹君。

○まちづくり推進課長（大須賀瑞樹君） 再度の質問に対してお答えいたします。

大貫台のほうはですね先日も開通いたしました船渡大洗線の関係で、これからアクセスも双方向良くなるということで、そういったことでも期待はできるのかなというふうに思っているところですけども、まだいろいろ企業さんのほうにも当たっている状況でも、なかなか相手方との調整、価格面であったり、使途の問題であったりということで、良い方向にまでは至ってないところなんですけれども、でも、今、道路を先にとというふうなところもあったんですけども、ここをいってしまふと元も子もないかもしれませんけれども、道路を先にですね整備するにしても、やっぱりそのこの部分についてはそれなりの金額といいますか、費用もかかってくる場所もございますので、来る事業者さんのほうのですね見込みが立たないうちにそういうことまで手をつけていくのが適当なのかどうかというところもありますので、そこを改めて精査してですね考えさせていただきたいと思えます。

○議長（今村和章君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） その道路に絡みまして、先ほどの専門員の配置という点で、非常にその企業誘致と、あと、この町の人口の増加ということからすると、非常にその企業誘致は大事なのかなというふうに常々思っているんですが、この企業誘致というのはなかなか難しいこと、そしてまた、企業誘致をしてですね町の人口の増加につなげるということは、非常に難しいこれは課題だと思いますので、なかなかその専門員を配置してもですね大変だとは思えます。ただしながら、そういう役割を担う方を担当者に配置するというようなことですから、何とかしてですね未利用地の利用や企業の誘致にですねつなげていただきたいと思います。以上です。

○議長（今村和章君） 町長 小谷隆亮君。

○町長（小谷隆亮君） 石山議員から貴重なご意見いただいております。

大洗の今の課題っていいものは、まさしく企業をもっと誘致をしてですね元気づくりをしていかなきゃならんというような環境にあるのかなというふうに思っています。ご案内のとおり復興事業で道路の整備などが進み、かつまた駅広の整備などにも今、力を入れているところでありまして、これからのやはり都市づくりといいますと、やっぱり大洗が県内第一の今、入れ込み客を数えるという誇れる今、環境になっています。こういうやはり現状を見てですね、起業機会には大変恵まれ

てきているんじゃないか、要はやはりどういうところにアタックしてみるかというのが非常に大事なんだろうというふうに思ってます、私もできるだけ東京を中心ですね、新たな大洗に進出していただけるかどうかというようなことを踏まえて、いろんなどころに足を運び、お願いをしているところでもあります。ご案内のとおり学校の、旧廃校になった所の跡地利用の問題があったり、駅広場が整備されて、あの周辺の再開発の問題があったり、あるいは今、議員からお説の大貫台の整備の問題もあるし、あるいはまた、地域の中を見ればJAEAが独身寮としてこれまで運営をしてきたその独身寮も山場平のほうに集約されていって、大貫の寮もいずれ処分されていくんじゃないかというような環境にもあるということです。こういうところ、さらには大洗のやはり現状を見て、何といってもサンビーチ通りというのはですね、これは大洗の顔になるようなところだろうと。したがって、先だって財務省のほうとも協議しながら、今後やはり国有海浜地になっている所を早くやはり使えるような環境にしていくことが、大洗のやっぱり元気づくりにもつながることだというようなこと、ですから、そういうことと抱き合わせに、やはり使えるような環境にして、かつまた誰がそのところを使っていくのかというのを並行的に進めていかなきゃならんというようなことで、そういうところに一生懸命、今、力を入れているところでもあります。やっぱり頭だけでなかなか事、進まない。やっぱり人の問題、人がやはりどういうふうに人と人のつながりとか、人を動かしてそういうところを実現させていくかという、その力関係というのが非常に大事なんだろうというふうに思ってますですね、そういうところを踏まえて専門員も配置し、専門員だけに任せるということではなくて、今まで担当課も一生懸命努力していますけれども、さらに力を強めていこうというようなことで専門員を導入したというようなことでありますので、そんな理解をしていただきたいと思ってます。

大貫台はですね、今、議員からお説のように、あそこは何でもできるというエリアです。改めて造成をして皆さん方を迎えられるような環境にしようというのも一つの取り組みだとは思っておりますけれども、造成しても先がまた見えてないというようなことでは、またその借金を抱えるというようなこともあってですね、その辺の見通しを立ててどういうふうに対応していくかという取り組みのほうがいいだろうということで今日に至っています。できることであれば、現状のままで企業が独自にですね造成をして使っていただけるような展開も一つあるんじゃないかというようなことを踏まえて、そういうところにも話を進めておりますし、また、今後の福祉だとか医療とかってそういうところを考えて、そちらのほうの関係で使っていただくようなことがないかどうか、そういうところにも働きかけをしているところでもありますし、また、住宅にしようと思えば住宅にも適当な場所もあそこにはあるだろうというふうに思ってます。いろいろと機能的にはですね素晴らしい環境を有している所でもありますので、そういうところを踏まえて今後、町の元気につながるように展開をしていきたいというようなことで今努力をしております。

どうぞ議員の皆さん方も企業誘致についてはですね、できればいろんなどころにも働きかけをしていただいて、大洗に目を向けていただけるようなエネルギーを強めていただけるようにですね、皆さん方のまたお力添えも宜しく願いいたします。町としては、あんこうの部分は今、一生懸命

やって元気につながっていきこうというような努力を最大限にしているところでもありますので、どうぞ宜しく願いいたします。

○議長（今村和章君） そのほか。3番 小野瀬とき子君。

○3番（小野瀬とき子君） 9ページですね、わくわく茨城生活実現事業移住支援金、先ほど町長のほうから東京圏からの企業移住に関するという説明がありましたが、内容等もうちょっと詳しくお聞かせいただきたいのと、従来、町でやっています移住・定住との違いがあるのかどうかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（今村和章君） まちづくり推進課長 大須賀瑞樹君。

○まちづくり推進課長（大須賀瑞樹君） 小野瀬議員からの質問に対してお答えいたします。

わくわく茨城生活実現事業費でございますけれども、先ほども町長のほうからもお話がちょっとありましたけれども、事業の実施主体については茨城県が事業主体ということで行うものでございまして、目的としましては、今も進んでおります東京一極集中、こちらの是正と地方の担い手不足対策のために企業、U・I・Jターンによる企業就業者を創出しようというものでございます。

事業内容としまして、東京圏のほうから移住をして、これは茨城県がですねマッチング支援の対象とした中小企業に、中小企業を選定するんですけれども、そういった中小企業に就業した方、もしくは地域の課題があるかと思うんですけれども、そういった課題解決のために起業をして県のほうでここは認定をするんですけれども、そういった支援金としての交付を受けたそういった方に対して、それらの方がですね大洗町に移住した時に大洗町のほうで移住支援金としまして最大、世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円の交付金のほうを交付するものです。

2分の1が国、4分の1が県、75%がですから国・県ということでの補助をいただけるという形になっております。

それですね、以前から実施している定住奨励金との違いというところですけども、定住奨励金については町外からであったり転入か否を問わずですけども、新たに町内において住宅を取得した方に対して奨励金を出すということで、町内の定住人口の確保を図るものというふうな位置付けられているのかなと思いますけれども、今回のわくわく茨城生活実現事業につきましては、移住というのは当然大洗町のほうに入ってきていただくということで移住というふうになるんですけども、移住に加えまして地域の活力につながるような企業への就業とか起業ということも要件とされておりますので、これら2つの施策を組み合わせることによって移住・定住、地域の活性化が効果的に展開できるのではないかなというふうに思っております。

○議長（今村和章君） 3番 小野瀬とき子君。

○3番（小野瀬とき子君） そうしますと、主は県で、県のほうからそういった方がいる、それを大洗に移住してもらって、あくまでも県のほうから大洗にということでお話をしてもらって、そこで空きがあれば町からその方に支援金、今おっしゃった100万か60万ということのお支払いというか支援するという形でいいんですよね。はい。

そうしますと、町がこういう方をお願いしますと決めるのではなく、県からこういう方が大洗に

来ますっていうことでよろしいのでしょうか。確認なんです。

○議長（今村和章君） まちづくり推進課長 大須賀瑞樹君。

○まちづくり推進課長（大須賀瑞樹君） 再度の質問に対してお答えいたします。

今、議員のほうがおっしゃられたような形で、県のほうからの紹介といいますか、に基づいて大洗町のほうで交付金のほうを出すという形になります。

○議長（今村和章君） 3番 小野瀬とき子君。

○3番（小野瀬とき子君） じゃあこの事業は、今年度からやって、この後も継続という形になるのかどうかの確認なんです。

○議長（今村和章君） まちづくり推進課長 大須賀瑞樹君。

○まちづくり推進課長（大須賀瑞樹君） 再度の質問に対してお答えいたします。

地方創生の事業で行いますので、こちらのほう、県のほうで考えておりますのは、すいません、ちょっと確かかどうかあれなんですけども、確か3年ぐらいの事業期間で実施するという形になっております。

○議長（今村和章君） そのほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） 以上で質疑を終結いたします。

次に、討論の通告がありましたので、これを許可します。12番 菊地昇悦君。

〔12番 菊地昇悦君 登壇〕

○12番（菊地昇悦君） 私は、議案第32号 一般会計補正予算に反対の意見を述べます。

補正予算案には、観光費としてイベント開催負担金が計上されています。大洗町で初めて開催されるエアショーですが、海水浴期間の土曜日に当たり、大勢の海水浴客が見込まれます。当然町として来遊客の安全を確保しなければなりません。エアショーの飛行時間はわずか15分間というものです。町は安全対策上、懸念することは何なのか、その対策は万全なのか、説明では不明であります。要するに、今後、関係者がそれを協議するという事になっているようであります。このような課題よりも予算を決めることが優先される、これは認められません。

また、海水浴を楽しみに来ていただいた方々が一旦遊びを中断しなければならないという状況にもなります。珍しいものを見たいということになるかも知れませんが、子どもを抱えた方々には不安を覚えることにつながるのではないかと考えられます。

今回のエアショーには撮影ゾーンが波際に設定されるようですが、誰が誰のためのエアショーなのか、写真愛好家にエアショーを提供するなら、大勢の人がいる場所ではなく、別の場所でも実施することも可能だったはずであります。

以上の理由から反対の意見といたします。

○議長（今村和章君） 以上で討論を終わります。

お諮りいたします。議案第32号 令和元年度大洗町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（今村和章君） 起立多数であります。したがいまして、議案第32号は、原案のとおり決しました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、会議再開は11時20分を予定します。

傍聴者の皆さん、お茶の用意がしてありますので、ご自由にお召し上がりください。

(午前 11時 11分)

---

○議長（今村和章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 20分)

---

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今村和章君） 議案第33号 令和元年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

[町長 小谷隆亮君 登壇]

○町長（小谷隆亮君） 議案第33号 令和元年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万9,000円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算の総額を19億6,839万1,000円とするものであります。

16ページをお開きいただきます。

総務費の総務管理費につきましては、現在、被用者保険の被保険者本人が後期高齢医療制度に移行した場合、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった者に係る応益割については、当分の間、保険料軽減措置を実施してまいりましたが、制度改正に伴いまして軽減措置については、資格取得日の属する月以降2年を経過する月までの間に限り実施することとなったため、そのシステムの改修委託料38万9,000円を追加するものでございます。

14ページであります。これら歳出を賄う財源といたしましては、県支出金38万9,000円を追加計上するものであります。

以上が議案第33号の提案理由でございます。お手元の議案書によりましてご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（今村和章君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第33号 令和元年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。議案第33号 令和元年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、原案のとおり決しました。

---

### ◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今村和章君） 日程第6、議案第34号 30国補都再第7-1-5号大洗駅前広場改修工事（3工区）請負契約の締結について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） 議案第34号 30国補都再第7-1-5号大洗駅前広場改修工事（3工区）請負契約の締結について、提案の理由をご説明いたします。

本案につきましては、大洗駅周辺の魅力向上を図るために大洗駅前広場を改修する工事の契約を締結するものであります。

入札の方法につきましては、指名競争入札により平成31年3月25日に入札会を執行した結果、株式会社菊地工務店が7,470万円で落札し、これに取引に係る消費税及び地方消費税595万2,000円を加えました8,035万2,000万円について請負契約を締結するものでございます。

つきましては、大洗町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上が議案第34号の説明でございまして、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（今村和章君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第34号 30国補都再第7-1-5号大洗駅前広場改修工事（3工区）請負契約の締結について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので採決いたします。

お諮りいたします。議案第34号 30国補都再第7-1-5号大洗駅前広場改修工事（3工区）請負契約の締結について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、原案のとおり決し

ました。

---

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今村和章君） 続きまして、議案第35号 31国補公下第1号枝線管渠工事請負契約の締結について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） 議案第35号 31国補公下第1号枝線管渠工事請負契約の締結について、提案の理由をご説明いたします。

本案につきましては、斎場入り口交差点から磯道地区へ向かう下水道の枝線管渠を布設する工事の契約を締結するものでございます。

入札の方法につきましては、指名競争入札により、令和元年5月21日に入札会を執行した結果、株式会社菊地工務店が5,375万円で落札し、これに取引に係る消費税及び地方消費税537万5,000円を加えました5,912万5,000円にて請負契約を締結するものでございます。

つきましては、大洗町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上が第35号の内容でございまして、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（今村和章君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第33号 31国補公下第1号枝線管渠工事請負契約の締結について質疑を行います。10番 海老沢功泰君。

○10番（海老沢功泰君） 前段の駅前改修広場で、消費税が確か8%計算なってんのかな、これ。今、税が10%計算になってんですけども、この2%の差異というのはやっぱり10月に消費税が上がることを見越しての判断なんですか、それとも工事契約した時点での契約の税ではないんですか。

○議長（今村和章君） 上下水道課長 田中秀幸君。

○上下水道課長（田中秀幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。

消費税につきましては、本年10月1日に増税のほうを予定されております。こちらに伴いまして、国および県発注工事における税額の取り扱いが本年4月に示されたところでございます。

内容につきましては、4月以降に締結する契約で引き渡しは10月以降になる工事については、消費税率を10%として契約を結ぶということでございますので、町としても同様の取り扱いを進めたということで、こちら下水道の工事につきましては10%で契約しております。

○議長（今村和章君） そのほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はございませんので採決いたします。

お諮りいたします。議案第35号 31国補公下第1号枝線管渠工事請負契約の締結について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、原案のとおり決しました。

---

### ◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今村和章君） 日程第7、議案第36号 町道路線の廃止及び認定について議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第36号 町道路線の廃止及び認定について、提案の理由をご説明いたします。

本案につきましては、ご案内のとおり「船渡大洗線」の開通に伴いまして道路の一部区間が重複する町道の廃止及び認定を行うため、道路法第10条第3項および第8条第2項により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が議案第36号の内容でございます。詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（今村和章君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第36号 町道路線の廃止及び認定について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。議案第36号 町道路線の廃止及び認定について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、原案のとおり決しました。

---

### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今村和章君） 日程第8、発議第1号 大洗町議会議員定数条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。2番 勝村勝一君。

〔2番 勝村勝一君 登壇〕



を改革しなければならないのか考えることだろうと思うところであります。

いわれている一つには、議員のなり手がいないということがマスコミでも取り上げられているところでもあります。なぜなのか。何が課題としてあるのか。議会として考えていく大きなテーマではないでしょうか。実際、なり手がいないという時、定数を減少させれば、さらに議員のなり手、選挙に挑戦することを狭めてしまうこととなります。たとえ1名の減少でも、ハードルは高いものとなります。なぜならば、都市部と違って地方においては地縁、血縁、あるいは同級生が多い者が有利だ、町民の中でもそのような話が出ています。この条件にある人が、より有利に作用してしまうという考え方に至らせるのが定数の減員であります。減らすことであります。議員のなり手になりたい意欲が持ちづらくさせるということでもあります。

今、町は町外からの移住促進に力を入れています。移住者を迎え入れていくか大きな課題であります。移住された方が大洗町が好きになった、住んでみたいと思ったはずであります。移住された若い人たちには、新しく住み始めて町の見方が多様かと思えます。そういう人たちにこそ、もっと町を良くしたいという勇気を持って議員になることに挑戦してもらいたいものであります。挑戦しやすい状況をつくっていくことを考えていくことではないでしょうか。新しい風を入れることも現職議員の役目ではないでしょうか。

もう一点は、社会情勢から見れば、女性の活躍できる社会づくり、とりわけ女性の政治参加が課題となっています。国会では、女性議員の比率を高めることに政党に努力義務を求めました。女性が多く議会に出ることは、議会に変化を与え、町民から見れば身近な議会にも近づけることができる可能性は大きいと考えます。女性が議員に挑戦しやすい環境づくりは、その点でも大事であります。妊娠中であっても、乳幼児を抱えている、そういう状況の中でも、安心して議会活動ができるように議会改革することこそ、今の社会経済情勢から見て求められているのではないのでしょうか。これらの課題は、1名減らしても取り組めると考えられるかもしれませんが、大事なことは入り口を狭めることではないと思えます。

私は、改めて申し上げたいのは、今の定数の中で参政権の行使の意欲をもってもらえる議会の取り組みであります。選挙執行は選挙管理委員会にあります。議会から私たちが住む大洗町、一緒に考えて、住みやすいまちづくりに取り組んでいくことを呼びかけ、選挙に挑戦していただくようではありませんか。

以上で提案された条例案に対する反対の意見といたしますが、議会改革として注目されている大洗議会は、減員させて注目されるよりも、前向きの改革で注目される方向に取り組んでいただきますよう再度お願いし、皆様方のご賛同をお願いいたします。

○議長（今村和章君） 以上で討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第1号 大洗町議会議員定数条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今村和章君） 賛成多数であります。したがいまして、発議第1号は、原案のとおり決しました。

#### ◎報告第2号ないし報告第4号の上程、報告

○議長（今村和章君） 日程第9、報告第2号 平成30年度大洗町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告第3号 平成30年度大洗町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告第4号 平成30年度大洗町水道事業会計予算繰越計算書について報告を求めます。町長 小谷隆亮君。

[町長 小谷隆亮君 登壇]

○町長（小谷隆亮君） それでは、報告第2号から報告第4号までの平成30年度繰越計算書3件について、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

初めに報告第2号 平成30年度大洗町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、ご説明を申し上げます。

2ページをお開きいただきます。

総務費の町民会館外階段の改修事業につきましては、国体開会式等での利用に向けて早期に着手する必要があったため、平成31年3月議会において工事費1,184万8,000円を補正し、全額を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源といたしましては、一般財源でございます。

民生費のプレミアム付商品券事業につきましては、国の補正予算に基づき、平成31年3月議会において商品券を発行するため必要な事務費171万円を補正し、全額を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源といたしましては、国庫支出金171万円でございます。

衛生費の住宅用太陽光発電システム設置補助事業につきましては、工事完了および補助金の交付が今年度となることから、負担金補助及び交付金16万円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源といたしましては、一般財源でございます。

農林水産業費につきましては、3月の補正予算において計上いたしました国の補正予算に基づき実施する2つの事業につきまして、経営体育成基盤整備事業費350万円、農村地域防災減災事業の500万円をそれぞれ繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源といたしましては、経営体育成基盤整備事業につきましては、地方債350万円、農村地域防災減災事業につきましては、地方債220万円、一般財源280万円でございます。

土木費の道路橋梁費の町道整備事業につきましては、地権者との用地の交渉に時間を要したために事業費1,804万6,000円を繰り越したところでございます。

財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金902万3,000円、地方債810万円の合計1,712万3,000円、一般財源92万3,000円でございます。

都市計画費の都市再生整備計画事業につきまして、駅前の再整備について関係機関との調整に時間を要したために、事業費1億4,394万7,000円を繰り越したところでございます。

財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金5,723万円、地方債7,720万円の合計1億3,443万円、一般財源951万7,000円でございます。

都市計画道路船渡大洗線整備事業につきましては、工事の事前調整に時間を要したために事業費4,452万6,000円を繰り越しをしたところでございます。

財源につきましては、国庫支出金1,551万2,000円、一般財源2,901万4,000円でございます。

教育費の旧祝町小学校解体事業につきましては、今年度中の土地売却を目指し、平成31年3月議会において、実施設計に係る費用を補正し、委託料378万円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源といたしましては、地方債340万円、一般財源38万円でございます。

次に、報告第3号 平成30年度大洗町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

公共下水道事業につきましては、涸沼橋付近の管渠工事において、道路管理者である県との調整に時間を要したために公共下水道事業費4,300万4,000円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源といたしましては、未収入の特定財源として国庫支出金で1,933万円、地方債2,160万円の合計4,093万円、一般財源207万4,000円でございます。

また、那珂久慈流域下水道事業建設負担金について、県事業の工事が繰り越しになったことに伴いまして、町の負担金700万3,000円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源としましては、地方債690万円、一般財源10万3,000円でございます。

続きまして、報告第4号 平成30年度大洗町水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

資本的支出、建設改良費の配水管布設替工事については、埋設位置の検討に時間を要したために、事業費1,600万円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源といたしましては、損益勘定留保資金1,600万円でございます。

以上が3件の平成30年度繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項および地方公営企業法第26条第3項の規定に基づきまして報告をいたすものでございます。宜しくお願いいたします。

○議長（今村和章君） 以上、町長からの報告のとおりでありますので、ご了承願います。

---

### ◎報告第5号の上程、報告

○議長（今村和章君） 報告第5号 平成30年度大洗町土地開発公社の決算報告について報告を求めます。副町長 斉藤久男君。

〔副町長 斉藤久男君 登壇〕

○副町長（斉藤久男君） 報告第5号の平成30年度大洗町土地開発公社の決算報告につきまして、ご説明を申し上げます。

9ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、平成30年度の事業報告書でございます。

「1.事業の概要」でございますけれども、平成30年度は新たな土地の取得および土地の処分はあ

りません。公社所有地の草刈り等の維持管理を行っております。

次に、「2. 庶務事項」でございますけれども、役員が7名、職員が2名、いずれも町職員の兼務によりまして運営をしているところでございます。

続きまして、10ページをお開きいただきたいと思います。

平成30年度決算報告書でございますけれども、収入支出とも主な区分と決算額によりまして、ご説明を申し上げます。

収入の第1款事業収益につきましては、収入はございませんでした。

次に、第2款第1項の受取利息756円は、預金利息でございます。

次に、第3款の借入金につきましては、借り入れがございませんでした。

次に、第4款の繰越金は、前年度から2,597万1,926円を繰り越したところでございます。

以上、収入の決算額の合計は2,597万2,682円でございます。

続きまして、支出の主なものについてご説明を申し上げます。

第1款第1項の公有用地取得費でございますが、新たな土地の取得はございませんでした。

第2款の販売費及び一般管理費といたしまして10万8,186円を支出しております。これは公社が所有している土地の草刈り費用のほか、振込手数料、法人税等の事務経費でございます。

第3款の事業外費用、第4款の借入金償還金、第5款の予備費につきましては、支出がございませんでした。

以上、支出の合計は10万8,186円でございます。

よって、収支差し引きであります2,586万4,496円は、翌年度への繰越金とするものでございます。

続く11ページでございますが、以上の決算から損益計算書、12ページは貸借対照表を、また、13ページはキャッシュフロー計算書を作成したものでございます。説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

14ページをご覧ください。

財産日録につきましてはご説明申し上げます。

資産の部でございますけれども、1の流動資産につきましては5,490万887円でございます。内訳といたしましては、(1)の現金預金といたしまして普通預金が2,586万4,496円、(2)の公有用地といたしまして土地の667.29㎡、2,903万6,391円でございます。

固定資産につきましては、長期定期預金といたしまして、町からの出資金500万円でございます。

これらを合計いたしまして、資産合計は5,990万887円となります。

続きまして、負債の部でございますけれども、本年度は負債はございません。

よって、正味資産といたしましては、5,990万887円となっております。

15ページ以降の監査意見並びに参考資料につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上、平成30年度大洗町土地開発公社の決算につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

○議長（今村和章君） 以上、副町長からの報告のとおりでありますのでご了承願います。

---

◎寄附の受入れについて

○議長（今村和章君） 日程第10、寄附の受入れについて報告を求めます。町長 小谷隆亮君。

[町長 小谷隆亮君 登壇]

○町長（小谷隆亮君） 寄附の受け入れについて報告を申し上げます。

このたび2件のご寄附をいただいております。一つは、小美玉市橋場美、チャリティーバザー代表伊能利美さんからですね16万2,929円、町復興の一助としてということで、平成31年4月9日にご寄附をいただきました。

もう一件の寄附については、匿名でありまして、10万円でございます。町政全般に対するご寄附というようなことで、寄附日は令和元年6月10日というようなことでございます。

2件のご寄附をいただきまして、有効に活用させていただき、心から御礼を申し上げる次第であります。

○議長（今村和章君） 以上、寄附の受け入れの報告は終わりました。

---

◎散会の宣告

○議長（今村和章君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終わりました。

次の本会議は、明日6月18日午前9時半から、2名の議員による町政を問う一般質問が行われますので、是非傍聴をお願いいたします。

本日は、これをもって散会といたします。

各位大変ご苦労様でした。

散会 午前11時56分